

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の手引き (都道府県士会用)



公益社団法人日本理学療法士協会

○ 目次

I. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と理学療法士の取組みの課題について.....	3
1. 法律の改正に伴う厚生労働省の通知及びガイドラインについて.....	3
2. 法改正、通知及びガイドラインにより広域連合と市町村が担う主な役割について.....	5
II. 都道府県・広域連合・市町村の具体的な取組みイメージ等について.....	9
1. 具体的な取組みのイメージ.....	9
2. 広域連合における体制の整備について.....	10
3. 市町村における体制の整備等について.....	11
4. 市町村と関係団体等との連携について.....	11
5. 都道府県による支援について.....	12
6. その他具体的な事業内容等について.....	12
III. 小括 「理学療法士の活動を可視化し効果的な活用方法を啓発する」.....	16
IV. 都道府県理学療法士会の具体的な取組みと方向性について.....	19
1. 短期的な対応について.....	19
2. 都道府県の体制整備について（中長期的な対応）.....	19
3. 渉外部門による対外（渉外）活動について（中長期的な対応）.....	22
4. 実践部門による実践とフレイル人材の育成について（中長期的な対応）.....	22
5. 他職種連携について（中長期的な対応）.....	23
6. チェックシート.....	24
V. 日本理学療法士協会の具体的な取組みと方向性について.....	29
1. 都道府県の体制整備の支援について.....	29
2. 対外（渉外）活動支援について.....	32
3. フレイル人材の育成支援について.....	33
4. 他職種連携支援について.....	36
VI. 参考となる資料.....	37

○ 改訂履歴

2020年4月1日作成

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と理学療法士の取組みの課題について

1. 法律の改正に伴う厚生労働省の通知及びガイドラインについて

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、2019年5月22日に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（改正法）」が公布され、2020年4月1日に改正法は施行されることとなった。市町村が中心となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等については、改正法の規定により、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「国民健康保険法」及び「介護保険法」の各法の規定により実施されることとされている。
- 一体的な実施について2020年4月1日の円滑な施行を図るにあたり、各自治体における様々な準備を進めるため、2019年7月5日には、各自治体において事前に検討すべき内容に関する事務連絡として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けた体制整備等について（有識者会議等の議論をもとに作成）」が厚生労働省から都道府県及び広域連合に発出された。本通知及び別添の参考資料を踏まえ、広域連合、都道府県及び市町村においては、必要な体制の整備や具体的な事業内容の検討等について、順次進めることとされている。
- また、厚生労働省は、先行的事例等を踏まえたプログラム等について検討を行い、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、2019年10月16日に、参考資料や事例集、後期高齢者の質問票とともに、都道府県、広域連合及び関係団体に周知を行った。
- このガイドラインの内容は、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、広域連合が実施することが望ましい健診や保健指導などの保健事業の内容や手順について、科学的知見を踏まえて提示するとともに、広域連合と市町村が協働して、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施する場合の役割分担や留意点が示されている。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けたスケジュール(案)

- ・「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム（以下、プログラムとする）を盛り込む。
- ・ガイドラインは、本検討班におけるプログラム検討を受け、「あり方WG」にて承認を得る。
- ・また、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改定や、「令和2年度特別調整交付金の交付基準」の検討結果の周知など、法施行に向けた準備を10月までに行う。
- ・広域連合・市町村においては、指針やガイドライン等を踏まえ、広域計画の策定、委託契約の締結準備、市町村基本方針の策定など、令和2年度からの実施に向けた準備を行う。

令和元年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ					(作業チーム) ●	(WG) ●					
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班(検討班)	第1回 5/22 ●	第2回 5/31 ●	第3回 6/12 ●	第4回 7/5 ●	第5回 8/1 ●	第6回 9/4 ●	ガイドライン改定 10月16日改定公表				
厚生労働省における準備	保健事業実施指針				改正指針案文の作成準備	改正指針告示					
広域連合・市町村における準備	特別調整交付金交付基準				令和2年度交付基準について自治体と協議	令和2年度交付基準検討結果周知					
											<ul style="list-style-type: none"> ・広域計画の策定(広域連合議会の承認が必要) ・広域連合と市町村の委託契約の締結 ・市町村基本方針の策定

令和2年4月1日 改正法施行

2. 法改正、通知及びガイドラインにより広域連合と市町村が担う主な役割について

- 「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業については、広域連合が事業内容の企画や事業内容の検討を行い、「実施計画を策定すること」とされている。また、改正法により、広域連合は、広域計画において、広域連合と市町村の連携に関する事項を定めるよう努めなければならないとされている。

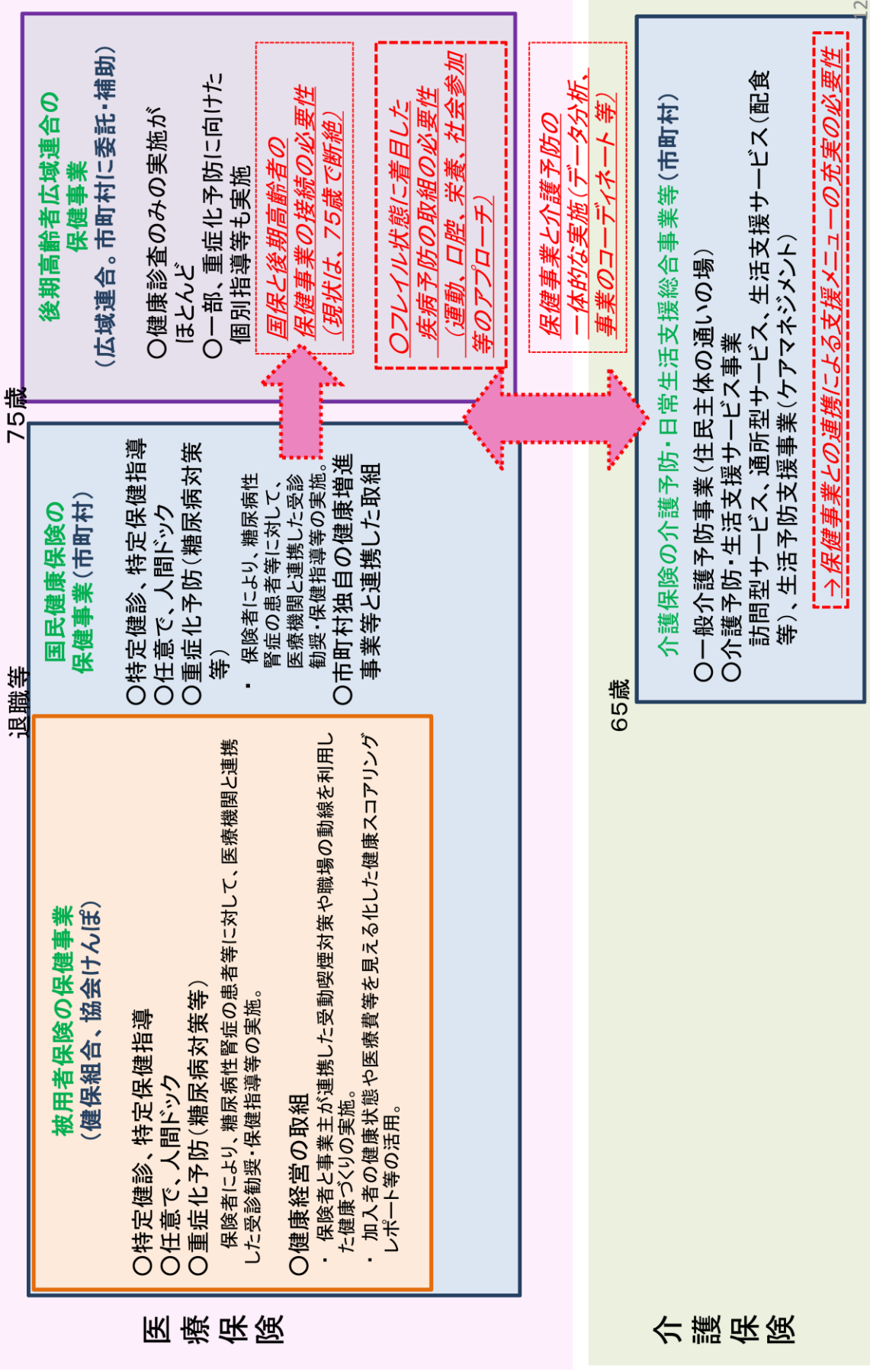
- また、市町村は市民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を進めるため、個々の事業については、市町村が実施することが望ましいとされている。

- さらに、広域連合は、広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む「基本的な方針」を定めることとされている。

- また、広域連合及び市町村は、高齢者保健事業の一部について、その事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に対して、その事業の一部を委託できることとされている。

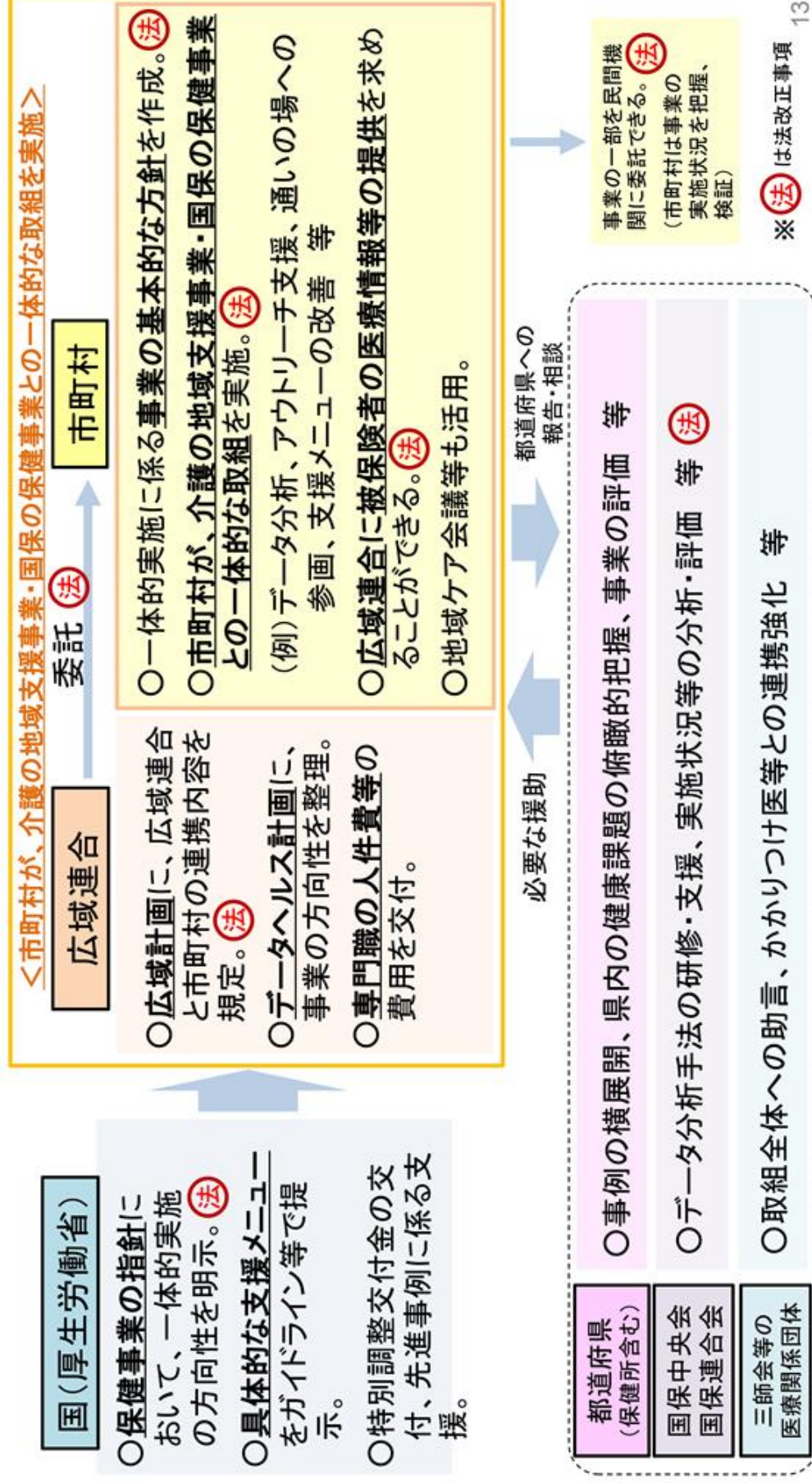
- なお、市町村は一体的な実施に当たり必要となる保健師等の医療専門職の配置を進め、医療専門職が中心となり、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行う。また、企画・調整等を行う医療専門職に加えて、各地域に配置される医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）が中心となり、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援や通いの場等への積極的関与といった取組みの充実を図ることとなる。

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④ 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

② 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
③ 地域の健康課題を整理・分析



① 市町村は次の医療専門職を配置
・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
・高齢者に対する個別的支持や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置

経費は広域連合が交付
(保険料財源+特別調整交付金)
○企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
○日常生活圏域に医療専門職の配置
等に要する費用（委託事業費）

生活機能の改善

⑨ 民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

介護予防の事業等

⑩ 市民自らが担い手となつて、積極的に参画する機会の充実

保健事業

⑤ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

⑥ 社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

かかりつけ医等

⑧ 通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

高齢者
※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

II. 都道府県・広域連合・市町村の具体的な取組みイメージ等について

1. 具体的な取組みのイメージ

- (1) (再掲) 市町村において、一体的な実施に当たり必要となる保健師等の医療専門職の配置を進める。こうした医療専門職が中心となり、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行う。
また、企画・調整等を行う医療専門職に加えて、各地域に配置される医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）が中心となり、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援や通いの場等への積極的関与といった取組みの充実を図る。
- (2) KDBシステムに盛り込まれている被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診に係るデータ、介護レセプト、要介護認定情報等の情報を一括で把握する。これに加え、質問票の回答など高齢者のフレイル状態等に関する情報も一体的に分析しフレイル予備群やフレイルのおそれのある高齢者など、本事業において支援すべき対象者を抽出する。医療・介護双方の視点から高齢者の状態をスクリーニングし、社会参加の促進を含むフレイル予防等の取組みなど、対象者及び各地域に対して、課題に対応した一体的な取組みにつなげていく。
- (3) KDBシステムのデータに加え、市町村が有する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ等も活用し、圏域の高齢者の疾病構造や生活習慣、要介護度、受診状況等を活用して、地域の健康課題の整理・分析を行う。
- (4) 抽出した情報をもとに、医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりがちな高齢者等に対するアウトリーチ支援、個別に対象者を抽出して生活習慣病等の未治療・治療中断者に対する受診勧奨、口腔や栄養指導等も含む重症化予防や低栄養防止等の取組み、通いの場等への参加勧奨などを行う。
- (5) 通いの場等において、フレイル予備群等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等を行うとともに、地域包括支援センターなどの関係機関と連携して必要に応じて医療・介護サービスにつなげていく。比較的健康な高齢者に対しても、通いの場への参加継続やフレイルや疾病の重症化のリスクに対する気づきを促し、運動・栄養・口腔等の予防メニューへの参加を勧奨するなど、既存事業等と連携した支援を行う。
- (6) 通いの場等の支援内容に積極的に関与するとともに、駅前商店街やショッピングセンター等の日常生活拠点において、日常的に健康相談等を行うなど、健康づくりへの興味関心を喚起するような環境を整える。

- (7) こうした (5) や (6) の取組みを進めるに当たっては、市民が自ら担い手となって積極的に参加できるような機会も充実するよう努める。
- (8) 地域の医療関係団体等と積極的な連携を図り、一体的な実施における具体的な事業メニューや事業全体に対する助言や指導を得るとともに、受診勧奨に関する支援やかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等からも、高齢者の状況に応じて通いの場等への参加勧奨を行うよう働きかける。
- (9) 介護予防の通いの場等については、民間の取組み、地域の集いの場等との連携や、高齢者の参加を促すための個人に対するインセンティブ措置（ポイント制の導入促進等）を講ずることも考えられる。
- (10) 事業実施に当たっては、フレイルのおそれのある高齢者全体を支援するために、国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。
- (11) こうした取組み等について、KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ、事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善に繋げていく。

2. 広域連合における体制の整備について

- 後期高齢者医療広域連合においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療の保険者として域内の高齢者保健事業の方針や事業の連携内容を明確にした上で、その方針等に基づき構成市町村に保健事業の実施を委託し、介護予防の取組み等との一体的な実施を進めることが求められる。
- このため、広域連合においては構成市町村と十分協議し、広域計画に広域連合と市町村との連携内容に関する事項を定めるとともに、保険者として、事業の委託等に必要な財源を確保することが求められる。
- 広域計画について、連携内容に関する事項を盛り込むことは努力義務とされているが、2020年4月1日から一体的実施が本格施行となること等を踏まえると、構成市町村との十分な協議を経て、当該規定を盛り込んだ広域計画が施行されるよう準備を進めることが望ましい。
- なお、広域連合においては、保健事業の企画調整とともに、KDBシステム等を活用した域内全体の高齢者の健康課題や構成市町村における保健事業の取組み状況等の整理・把握・分析、構成市町村への支援、都道府県や各国民健康保険団体連合会との調整等の取組みを適切に行うことが必要である。

3. 市町村における体制の整備等について

- 高齢者保健事業を市町村が受託し、介護予防の取組み等と一体となって実施する場合、どの部局が中心となり、各部局がどのように連携して進めるのかということを、まずは検討する必要がある。
- 市町村の状況や取り組む課題等によって、国民健康保険の担当部局が中心となる場合や、健康づくりの担当部局が中心となる場合、介護保険の担当部局が中心となる場合等、様々な枠組みが考えられるが、いずれにせよ、部局ごとに本事業の検討を進めるのではなく、庁内各部局間の連携を円滑に進めることが重要である。
- その際、各市町村においては、これまで実施してきた保健事業の内容等を踏まえ、関係各部局における既存の社会資源や行政資源等を勘案し、具体的な地域の課題はどのようなものが挙げられるのか、どのような取組みを進めていくのか、どのような医療専門職が必要となるのかといったことを検討し、広域連合との具体的な調整を進めていく必要がある。
- また、各市町村の社会資源や行政資源等を整理していく中で、複数の市町村が連携・協力して、双方の地域内の社会資源等を活用しながら、一体的な実施を進めることで効果的かつ効率的な事業展開に繋がる場合も考えられることから、市町村の置かれた状況により、周囲の市町村と連携して検討を進めることも考えられる。

4. 市町村と関係団体等との連携について

- 一体的な実施の展開に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画の段階から三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保健事業と介護予防の一体的な実施を適切に展開していくことが、事業を円滑に遂行するために必要である。
- また、市町村が必要な医療専門職全員を新たに確保することは困難なケースも見られることから、三師会等の医療関係団体をはじめ、地域の医療専門職と連携し、業務の一部を委託していくことも考えられる。この場合も、個人情報保護に十分留意しつつ、医療・介護情報等が必要に応じて共有され、効果的な保健事業が実施されるよう、市町村が中心となって事業の実施状況を把握、検証できる枠組みとすることが求められる。
- なお、改正法の規定により、市町村は、保健事業の一部を関係機関又は関係団体に委託できることとされているが、保健事業の企画立案や事業の実施状況の把握・検証等については市町村が責任をもって行うこととするとともに、事業の実施・運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託することとし、また、地域の医療関係団体等との円滑な情報共有・連携に努める必要がある。

- また、介護保険法により設置されている地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多職種の協働による地域支援ネットワーク等の構築を図ってきていることから、今回の一体的な実施においても、こうした場を積極的に活用していくことが望ましい。

5. 都道府県による支援について

- 都道府県については、都道府県内の健康課題を俯瞰的に把握できる立場であり、法においては、「広域連合及び市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする」との規定が設けられている。
- これを踏まえ、広域連合や市町村における一体的な実施の取組みが着実に進むよう、都道府県内においても関係部局が連携して、広域連合や市町村に対する専門的見地等からの支援や本事業に係る好事例の横展開を進めるとともに、広域連合とともに事業の取組み結果に対する評価や効果的な取組みの分析等を行うことは、都道府県下における事業展開を進めていく上で重要である。
- また、一体的な実施の円滑な推進を支援するため、都道府県から、都道府県単位の三師会等の医療関係団体等に対して、広域連合や市町村が実施する保健事業への技術的な援助等を依頼することも考えられる。また、複数の市町村にまたがって生じている課題等、市町村単位を越えて広域での対応が望ましい場合に、都道府県により設置された保健所等による積極的な援助を進めることも重要である。

6. その他具体的な事業内容等について

- 後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票について、高齢者のフレイル状態を把握することができるよう、従来の質問票から新たな質問票に変更している。広域連合においては、令和2年度以降の健診において、一体的実施の取組みを進めるためにも、新たな質問票を活用することが重要であり、新たな質問票を使用することができるよう健診実施機関等と必要な調整を行っていただきたい。
- 市町村において、保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるためには、保健師等の医療専門職の体制整備が必要となる。具体的には、市町村ごとに、事業の企画立案を担う医療専門職と、実際に各
地域において通いの場への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職の双方が必要になる。
これらの医療専門職が事業を実施できるよう、特別調整交付金等を活用し、事業実施に対する支援を行う。
- また、市町村に交付される事業委託に係る具体的な財源については、広域連合に交付される特別調整交付金を活用することで、広域連合から市町村に対して委託事業費を交付する。委託事業費については、上記の医療専門職を市町村が配置して事業を実施できる規模で交付することを念頭に置いて

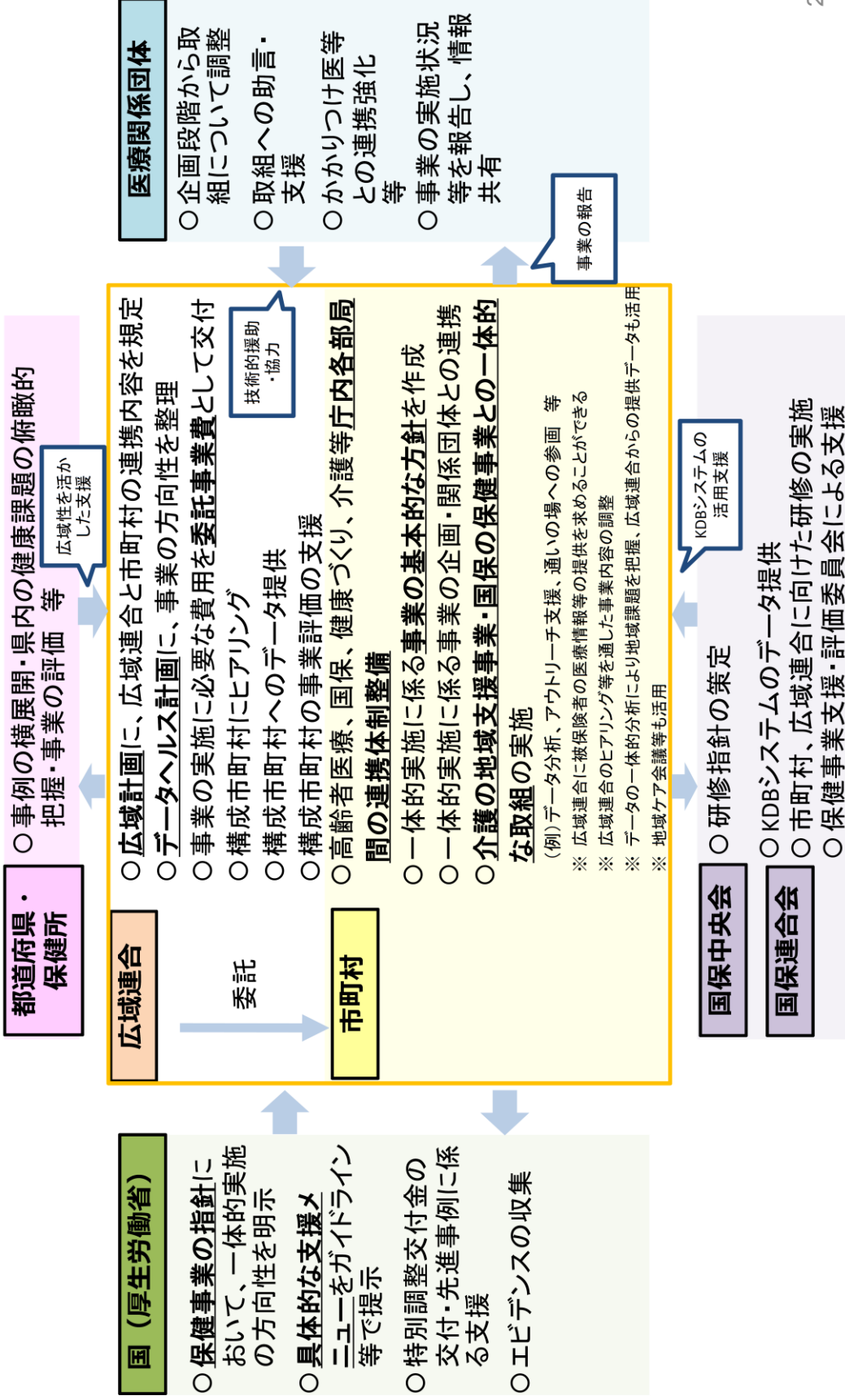
いる。

- 厚生労働省としては、広域連合向け情報交換会の実施、各自治体の医療専門職や実務担当者等に対する研修の実施等を支援することとしている。広域連合、市町村及び都道府県においては、こうした研修等を活用して人材育成に努めていただきたい。

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版【概要】

① 取組の推進に向けた体制整備

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、**広域連合と市町村の連携**内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施**。



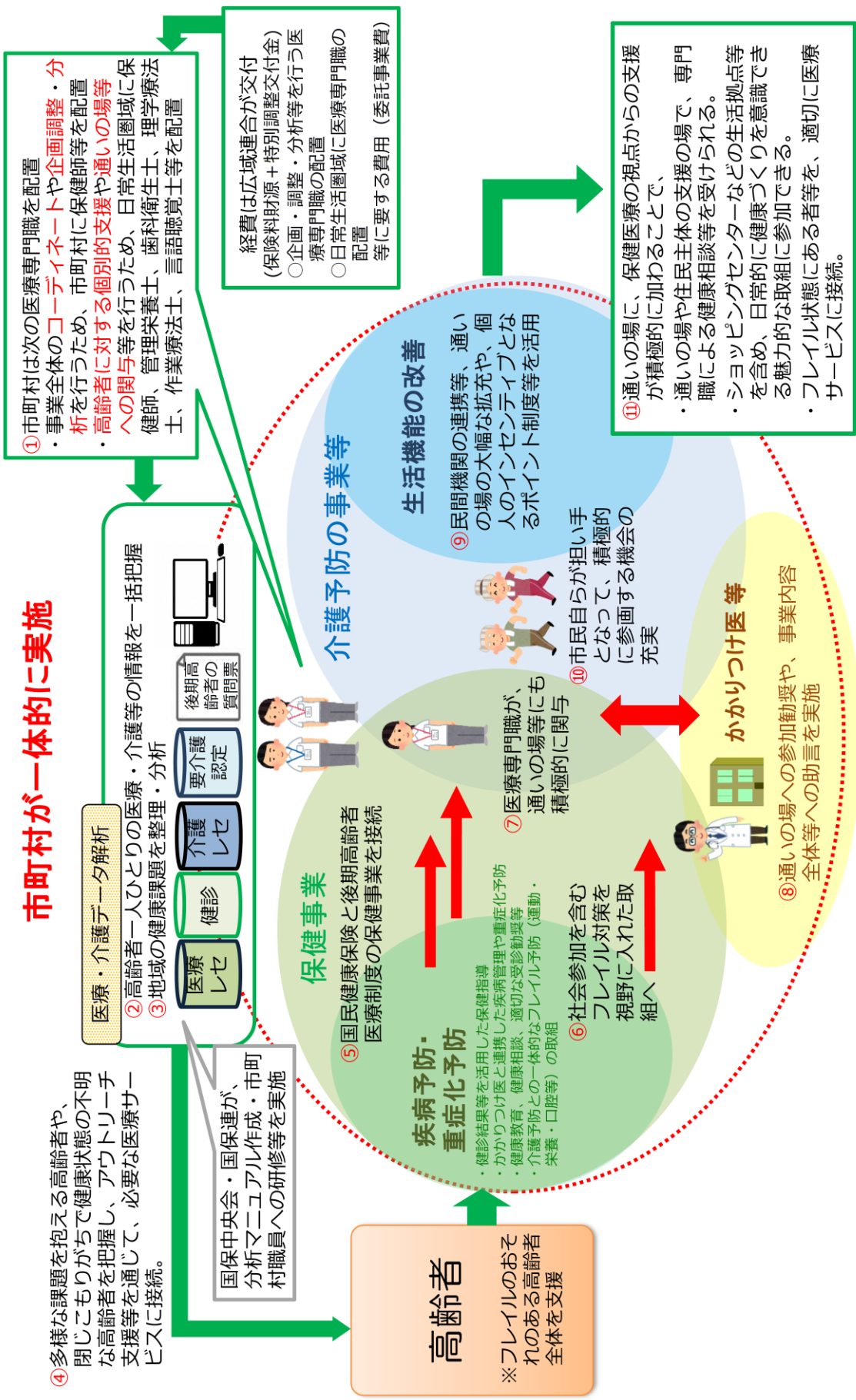
後期高齢者の質問票の見直しについて

		平成31年3月28日(木) 第34回保険者による 健診・保健指導等に関する 検討会		資料4 抜粋	
考	問	答	文	問	考
1	健康状態	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない	あなたの現在の健康状態はいかがですか	主観的健康観の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用	
2	心の健康状態	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満	毎日の生活に満足していますか	心の健康状態把握を目的に、GDS（老年期うつ評価尺度）の一部を参考に設定	
3	食習慣	①はい ②いいえ	1日3食きちんと食べていますか	食事習慣の状態把握を目的に項目を設定	
4	口腔機能	①はい ②いいえ	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	口腔機能（咀嚼）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用するとともに、「固いもの」の具体例を追加	
5		①はい ②いいえ	お茶や汁物等でむせることがありますか	口腔機能（嚥下）の状態把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
6	体重変化	①はい ②いいえ	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	低栄養状態のおおその把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
7	運動・転倒	①はい ②いいえ	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	運動能力の状態把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用	
8		①はい ②いいえ	この1年間に転んだことがありますか	転倒リスクの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
9		①はい ②いいえ	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	運動習慣の把握を目的に、簡易フレイルインデックスの質問を採用	
10	認知機能	①はい ②いいえ	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われていますか	認知機能の低下のおおその把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
11		①はい ②いいえ	今日が何月何日かわからない時がありますか	認知機能の低下のおおその把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
12	喫煙	①吸っている ②吸っていない ③やめた	あなたはたばこを吸いますか	喫煙習慣の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用し、禁煙理由についてのアセスメントにつなげるため、「やめた」の選択肢を追加	
13	社会参加	①はい ②いいえ	週に1回以上は外出していますか	閉じこもりのおおその把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用	
14		①はい ②いいえ	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	他者との交流（社会参加）の把握を目的に、基本チェックリストの質問を参考に設定	
15	ソーシャルサポート	①はい ②いいえ	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	身近な相談相手の有無の把握を目的に項目を設定	24

Ⅲ. 小括 「理学療法士の活動を可視化し効果的な活用方法を啓発する」

- 令和2年7月5日付の厚生労働省事務連絡および10月16日付のガイドラインの概要をⅠ、Ⅱに示した。一体的な実施の事業の方向性を理解されたと考える。今回注目すべきことは、通知及びガイドラインにより、広域連合及び市町村は2020年4月1日の法改正に向け、あらかじめ対応を進めているところであるが、通知及びガイドラインに示される「医療専門職」は、すべて「保健師、管理栄養士、歯科衛生士等」とされ、理学療法士の記載は一切ないことであり、リハビリテーション専門職の活動が埋もれていた点が重要である。
- 「医療専門職等」に理学療法士が含まれないことに対しては、2019年12月23日に、日本理学療法士協会から加藤厚生労働大臣に対し、「保健事業と介護予防の一体的な実施に関する要望」を提出し、リハビリテーション専門職を含めることについて要望を行った。
- さらに、2020年2月5日には、第5回リハビリテーションを考える議員連盟総会を開催し、厚生労働省が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の実施職種として、理学療法士等を明示するよう本会より要望し、出席された議員の皆様からも要望実現に向けた力強いご意見をいただいたことにより、同席していた厚生労働省保険局の局長から、「令和2年度予算成立後に改めて示される案において、意見を反映できるか検討したい」との発言がなされた。
- そして、3月3日には、厚生労働省保健局高齢者医療課の課長から本会に対し、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うために日常生活圏域に配置する医療専門職に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を記載することについて説明がされ、3月27日に厚生労働省保険局高齢者医療課から都道府県及び広域連合宛てに「令和2年度の後期高齢者医療制度の特別調整交付金の交付基準」（理学療法士等が明記されたもの）が発出されるに至っている。
- 一方で、2019年7月5日の通知及び10月25日ガイドラインを参考に、広域連合の広域計画と市町村の基本的な方針が作成されており、理学療法士等が記載されたことについては、都道府県や市町村に十分に伝わっていないため、都道府県士会においては、まずは都道府県、広域連合と市町村渉外活動を重点的に行うことが重要である。日ごろの都道府県及び市町村との関係性のもと、事業を受託できるよう取り組むとともに、より関係性を深め、さらには連携する市町村を拡大するなど、精力的に取り組むことを期待したい。
- また、他職種連携は今後とも尊重すべき活動であるが、理学療法士の効果的な活用の為には、理学療法士の活動の可視化に努め、多方面から連携を依頼される状況の確立が重要である。今までに構築した県・市町村行政、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等他団体との連携強化に努めることを期待する。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

【企画・調整等を担当する医療専門職】

市町村ごとに1人分の委託事業費を交付

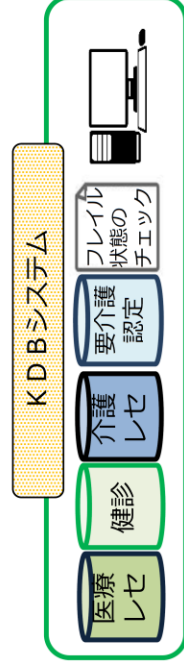
正規職員を念頭(専従)
保健師等

(1) 事業の企画・調整等

- ・KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・国保保健事業(重症化予防など)と連携した事業計画の策定
- ・かかりつけ医等との進捗状況等の共有

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・医療・介護の情報进行分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



(3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・事業の企画段階から相談等
- ・事業の実施後においても実施状況等について報告

【地域を担当する医療専門職】

日常生活圏域ごとに1人分の委託事業費を交付

常勤・非常勤いずれも可
保健師、管理栄養士、歯科衛生士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)を実施

●高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

ア 低栄養防止・重症化予防の取組(かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援)

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

- ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

●通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

- ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施

- イ フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

- ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

介護予防
(地域リハビリテーション活動支援事業等)の取組と一体的に実施

IV. 都道府県理学療法士会の具体的な取組みと方向性について

1. 短期的な対応について

- 一体的な実施において、地域を担当する医療専門職に理学療法士等が記載されたことについては、都道府県や市町村に十分に伝わっていないため、まずは都道府県、市町村または広域連合への渉外活動を重点的に行うことが重要である。
- 今回の短期的取組みは、一体的な実施の推進を行うにあたり、日ごろの都道府県及び市町村との関係性のもと、事業を受託できるよう取り組むことを目的としている。
具体的な取組み内容は、以下のとおり。

1. 都道府県、市町村、または広域連合に、以下の点を確認する。

- 現在の事業の継続性について、行政側はどのように考えていますか？
- 委託事業費の方向性をどのように考えられていますか？
- 2020年度に委託を受ける市町村は決まっていますか？

※ 現在の行政機関との関係性については都道府県によって様々であることから、どの行政機関に確認をするかについては問わない。

2. 行政に確認できた情報を、協会と共有する。

※ 第1四半期中（6月末まで）に実施することを目標とする。

2. 都道府県の体制整備について（中長期的な対応）

- 都道府県士会においては、これまで、一般介護予防事業等の取組みを推進することを目的に、2014年から、事務局機能の強化や行政機関及び他団体との連携の強化、推進リーダーの育成と支部体制の整備など、組織体制の整備を行うとともに、その活動を推進してきた。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、令和2年4月1日に改正法が施行され、2024年度までにすべての市町村において一体的な実施を展開することとしており、また、介護予防に資する通いの場への参加率を2020年度末までに6%とすることを政府の目標としている。
- （再掲）また、一体的提供に係る理学療法士の取組みの大きな課題については、厚生労働省の通知（2019年7月5日）とガイドライン及び医療専門職の解釈に関する通知（10月25日）では、理学療法士は医療専門職として含まれていないこととされており、この通知及びガイドラインを参考に、先に述べた広域連合の広域計画と市町村の基本的な方針が定められていることを示したところであ

る。

(渉外部門の強化)

- (再掲) 都道府県士会においては、まずは都道府県、広域連合及び市町村への渉外活動を最優先に実行することが重要である。
- まずは、2020年度の喫緊の取組みとして、協会が共有する一体的な実施に関連する資料等を確認するとともに、広域計画を作成する広域連合及び基本的な方針を定める市町村を中心に、渉外活動を展開する必要がある。
- 渉外活動の実施に当たっては、行政及び他の職能団体との関係を構築し、介護予防事業を活かして保険事業へ参画することや、さらに通いの場を拡大しつつ参加率を向上させるなど、これまで以上に対外活動が重要となり、さらに郡市医師会及び市町村単位に細分化された活動が重要になることから、これまで以上に営業に長けている者の育成・登用を行うなど、渉外部門の強化を段階的に実行する必要がある。
- また、郡市医師会単位又は市町村単位の関係構築の状況や依頼状況、派遣状況、通いの場への関与の状況等を把握し、都道府県全域における活動の均霑化を図る観点から、渉外担当者との情報共有の仕組みを構築すること等により、課題分析と計画の修正を行うことが出来る体制を構築することが望ましい。
- まずは、対外活動を担う推進リーダー等に対し、渉外活動を最優先事項として実行する必要性等について伝達を行うとともに、協会が共有する一体的な実施に関連する資料を共有することや、渉外活動を実行する市町村と担当者を調整して実行に移すなど、渉外活動を確実に実行するための企画・調整・体制整備を行うことが望ましい。

(実践部門の強化)

- (再掲) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むにあたり、実践部門においては、これまで推進リーダー研修等で学んだ知識に加え、高齢者の保健事業を理解しつつ、75歳以上の後期高齢者の特性をさらに理解を深めなければならない。
- (再掲) また、フレイル人材の育成にあたっては、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援（高齢者に対する個別支援：ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）といった取組みを実践するにあたり、栄養面や地域づくりなど幅広い視点を持つことや、地域包括支援センターなどの関係機関と連携して必要に応じて医療・介護サービスにつなげるマネジメントが出来ることなど、多面的にフレイル予防に関わることが出来る人材を育成することを目的としている。

- 実践部門の強化にあたっては、まずは協会から共有される一体的な実施に関連する資料等を推進リーダーと共有するとともに、協会で e-ラーニングの作成及び配信に向けた準備を行っていることや、最優先事項の渉外活動を推進すること及び重点取組み事項の通いの場への参加率を 2020 年度末までに 6 % とすることなどについて伝達を行うとともに、通いの場づくりを市町村単位で行う担当者を調整して実行に移すなど、実践部門の活動を確実に実行するための企画・調整・体制整備を行うことが望ましい。

(郡市医師会単位の組織体制)

- 一体的実施にあたっては、都道府県、広域連合及び市町村は、医師会やかかりつけ医との連携をはかることが推進されていることから、都道府県士会の組織体制の整備にあたっては、郡市医師会単位の組織体制を推進することが望ましい。
- また、都道府県士会単位で渉外部門と実践部門の強化及び組織化を図るとともに、郡市医師会単位又は市町村単位で、渉外担当者与实践担当者を配置するなど、地域の状況に応じた弾力的な組織体制を段階的に構築することが望ましい。

(雇用依頼・事業委託等への対応)

- 市町村は、必要な医療専門職全員を新たに確保することは困難なケースも見られることから、三師会等の医療関係団体をはじめ、地域の医療専門職と連携し、業務の一部を委託していくことも考えられるとされている。
- また、改正法の規定により、市町村は、保健事業の一部を関係機関又は関係団体に委託できるとされており、保健事業の企画立案や事業の実施状況の把握・検証等については市町村が責任をもって行うこととするとともに、事業の実施・運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託することとされている。
- 一体的な実施に当たっては、事業の全部又は事業の一部の委託を受けることも考えられることから、雇用依頼・事業委託等への対応を進めることも重要である。一方で、所属施設の許可が下りない場合には個人の意欲に関わらず参加が難しいなどの課題があることから、地域リハビリテーション支援センターを活用することや、起業している推進リーダーを活用することなど、弾力的に実施できる体制を構築することが望ましい。

(都道府県等の計画の把握)

- 市町村に求められる役割として、都道府県等の各部局が策定している計画（健康増進計画やデータヘルス計画、食育推進計画、介護保険事業計画等）にフレイル予防や一体的実施に関する内容を盛り込むだけでなく、市町村の総合計画にも盛り込む等、「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組んでいくことが重要であるとされていることから、都道府県等の上記計画についても把握・分析等を行い、取り組むことが望ましい。

3. 渉外部門による対外（渉外）活動について（中長期的な対応）

- 都道府県士会においては、まずは都道府県、広域連合及び市町村への渉外活動を最優先に実行することが重要である。
- （再掲）まずは、2020年度のはじめの取組みとして、協会が共有する一体的な実施に関連する資料等を確認するとともに、広域計画を作成する広域連合及び基本的な方針を定める市町村を中心に、渉外活動を展開する必要がある。
- また、渉外活動の実施に当たっては、都道府県、広域連合、都道府県医師会、看護協会、栄養士会等の都道府県単位の渉外活動と、市町村、保健所、郡市医師会などの、郡市医師会単位や市町村単位の渉外活動に対して、それぞれ実効性を高める必要がある。
- 従って、都道府県士会単位で渉外部門の強化及び組織化を図るとともに、郡市医師会単位又は市町村単位で、渉外担当者を配置するなど、地域の状況に応じた弾力的な組織体制を段階的に構築することが望ましい。
- そのうえで、都道府県単位の対外活動は三役や担当理事、渉外部門の長等が行い、郡市医師会・市町村単位の対外活動は、渉外部門の市町村コーディネーター（仮称）が行うなど、より効果的な実施体制を整えることが望ましい。
- （再掲）なお、協会では、都道府県士会の対外活動（都道府県、広域連合、市町村担当主管課等への渉外活動）を支援するため、まずは厚労省等政府の資料、一体的提供に関連する資料、理学療法ハンドブック等を士会用資料共有のシェアポイントで共有（VI. 参考となる資料を参照）することとしている。

4. 実践部門による実践とフレイル人材の育成について（中長期的な対応）

- （再掲）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むにあたり、実践部門においては、これまでの推進リーダー等で学んだ知識に加え、高齢者の保健事業を理解しつつ、75歳以上の後期高齢者の特性をさらに理解を深めなければならない。
- （再掲）また、フレイル人材の育成にあたっては、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援（高齢者に対する個別支援：ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）といった取組みを実践するにあたり、栄養面や地域づくりなど幅広い視点を持つことや、地域包括支援センターなどの関係機関と連携して必要に応じて医療・介護サービスにつなげるマネジメントが出来ることなど、多面的にフレイル予防に関わることが出来る人材を育成することを目的としている。
- 実践部門の推進リーダーにおいては、まずは協会から共有される一体的な実施に関連する資料等

(VI. 参考となる資料を参照)を都道府県士会から共有してもらい、確認を行うとともに、2020年度の秋頃までに協会で作成する e-ラーニング(特にフレイルに関するもの)の受講すること及びフレイルに関する自己研鑽を行うこと等により、一体的実施に係る能力開発に努めることが必要である。

- また、重点的取組み事項の通いの場への参加率を2020年度末までに6%とすることについて理解するとともに、その目標を達成に向けた通いの場づくり等を実行するなど、実践部門の活動を確実に実行することが期待されている。

5. 他職種連携について(中長期的な対応)

- (再掲) 一体的実施においては、フレイルを身体的、精神心理的、社会的側面から多面的にみる視点を持ちながら、疾病のリスクにも目を向け、適切なサービスにつなぐなど、後期高齢者の健康課題の捉え方や健康管理の考え方について理解し、取り組むことが必要とされている。
- (再掲) また、通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進にあたっては、加齢に伴うフレイルの特徴やフレイルが予防可能であることを説明し、予防の方法として栄養、口腔、運動、社会参加等に関する集団的教育を実施することが期待されていることから、他職種で連携した取組みが今後ますます重要となる。
- (再掲) さらに、一体的実施にあたり、都道府県、広域連合及び市町村は、三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保険事業と介護予防の一体的実施を適切に実施することが求められており、医療関係団体との連携をはかることが推進されていることから、医療関係団体及び実践の場における医療関係職種と連携した取組みが求められることとなる。
- 以上のことから、都道府県士会においては、都道府県医師会、看護協会、栄養士会等との連携を強化するとともに、都道府県及び市町村(郡市医師会単位)における今後の活動の支援を要請すること等を行うことが重要となる。
- なお、都道府県単位の対外活動は三役や担当理事、渉外部門長等が行い、郡市医師会・市町村単位の対外活動は、渉外部門の市町村コーディネーター(仮称)が行うなど、より効果的な実施体制を整えることが望ましい。

6. チェックシート

2. 都道府県の体制整備に関するチェックシート

- 令和2年4月1日に改正法が施行され、2024年度までにすべての市町村において一体的な実施を展開することを理解した。
- 介護予防に資する通いの場への参加率を2020年度末までに6%とすることを理解した。
- 厚生労働省の通知（2019年7月5日）とガイドライン及び医療専門職の解釈に関する通知（10月25日）では、理学療法士は医療専門職として含まれていないことを理解した。
- 通知及びガイドラインを参考に、広域連合の広域計画と市町村の基本的な方針が定められているため、渉外活動を最優先事項とすることについて理解した。
- 渉外活動は、都道府県、広域連合及び市町村の認識を拭うことを最優先に実行することについて理解した。
 - 都道府県への渉外活動を行った。
 - 広域連合への渉外活動を行った。
 - 市町村への渉外活動を行った。
- これまで以上に営業に長けている者の育成・登用を行うなど、渉外部門の強化を段階的に実行する必要があることについて理解した。
- 渉外担当者との情報共有の仕組みを構築すること等により、課題分析と計画の修正を行うことが出来る体制を構築することが望ましいことについて理解した。
- 渉外活動を担う推進リーダー等に対して企画・調整・体制整備等を行うことについて理解した。
 - 渉外担当者に、渉外活動を最優先事項として実行する必要性を伝達した。
 - 渉外担当者に、協会から共有された一体的な実施に関連する資料を共有した。
 - 渉外活動を実行する市町村と担当者を調整した。
- 実践部門を担う推進リーダーにおいては、多面的にフレイル予防に関わることができる人材を育成することを目的としていることについて理解した。
- 実践部門を担う推進リーダー等に対して企画・調整・体制整備等を行うことについて理解した。
 - 実践担当者に、協会から共有された一体的な実施に関連する資料共有した。
 - 実践担当者に、協会でe-ラーニングの作成・配信に向けた準備を行っていることを伝達した。
 - 実践担当者に、最優先事項の渉外活動を推進することを伝達した。
 - 実践担当者に、重点的取組み事項の通いの場への参加率を2020年度末までに6%とすることを伝達した。
 - 通いの場づくり等を実行する担当者を調整した。
- 都道府県士会の組織体制の整備にあたっては、郡市医師会単位の組織体制を推進することが望ましいことについて理解した。
- 都道府県士会単位で渉外部門と実践部門の強化及び組織化を図るとともに、郡市医師会単位又は

市町村単位で、渉外担当者と実践担当者を配置するなど、地域の状況に応じた弾力的な組織体制を段階的に構築することについて理解した。

- 雇用依頼・事業委託等への対応を進めることについて理解した。
- 都道府県等の計画について把握・分析等を行い、取り組むことが望ましいことについて理解した。

3. 渉外部門による対外（渉外）活動に関するチェックシート

- 都道府県士会においては、まずは渉外活動を最優先事項とするとともに、都道府県、広域連合及び市町村の認識を拭うことを最優先に実行することを理解した。
 - 都道府県への渉外活動を行った。
 - 広域連合への渉外活動を行った。
 - 市町村への渉外活動を行った。
- まずは、2020年度のはじめの取組みとして、協会が共有する一体的な実施に関連する資料等を確認することについて理解した。
 - 協会が共有した一体的な実施に関連する資料等を確認した。
- 渉外活動の実施に当たっては、都道府県、広域連合、都道府県医師会、看護協会、栄養士会等の都道府県単位渉外活動と、市町村、保健所、郡市医師会などの、郡市医師会単位や市町村単位の渉外活動に対して、それぞれ実効性を高める必要があることについて理解した。
- 都道府県士会単位で渉外部門の強化及び組織化を図るとともに、郡市医師会単位又は市町村単位で、渉外担当者を配置するなど、地域の状況に応じた弾力的な組織体制を段階的に構築することが望ましいことについて理解した。
- 都道府県単位の対外活動は三役や担当理事、渉外部門の長等が行い、郡市医師会・市町村単位の対外活動は、渉外部門の市町村コーディネーター（仮称）が行うなど、より効果的な実施体制を整えることが望ましいことについて理解した。
- 協会では、都道府県士会の対外活動を支援するため、士会用資料共有のシェアポイントで共有することについて理解した。
 - 協会から共有された一体的な実施に関連する資料を都道府県士会から共有してもらった。
 - 協会から提供された資料を確認した。

4. 実践部門による実践とフレイル人材の育成に関するチェックシート

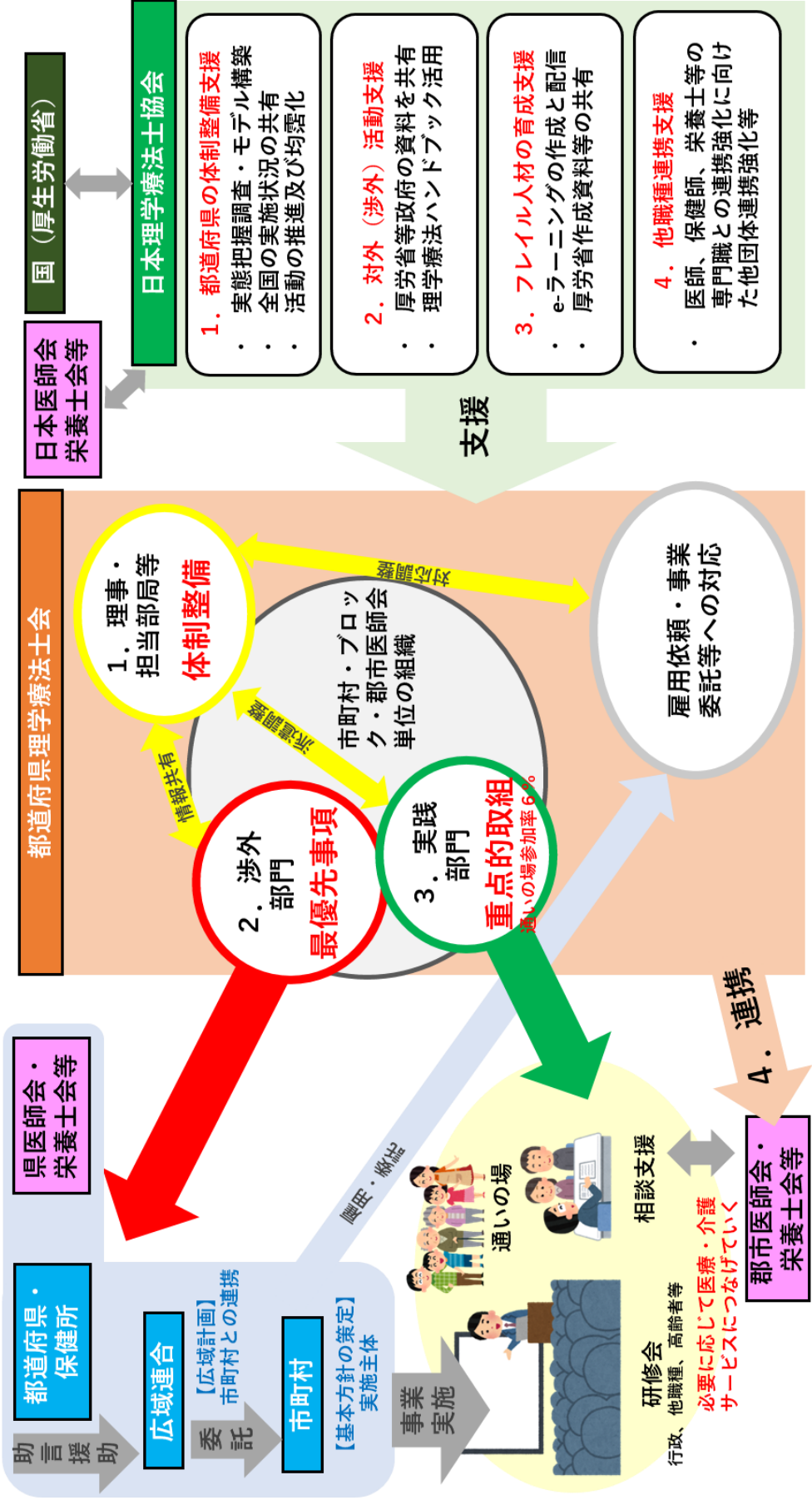
- これまでの推進リーダー研修等で学んだ知識に加え、高齢者の保健事業を理解しつつ、75歳以上の後期高齢者の特性をさらに理解を深めなければならないことについて理解した。
- 多面的にフレイル予防に関わることができる人材を育成することを目的としていることについて理解した。
- 実践部門の推進リーダーにおいては、一体的実施に係る能力開発に努めることが必要であることについて理解した。
 - 協会から共有された一体的な実施に関連する資料を都道府県士会から共有してもらった。
 - 協会から共有された資料を確認した。
 - 2020年度の秋頃までに協会で作成するe-ラーニングを受講した。
- 重点的取組み事項の通いの場への参加率を2020年度末までに6%とすることについて理解した。
- 6%の目標達成に向けた通いの場づくり等を実行するなど、実践部門の活動を確実に実行することが期待されていることについて理解した。
 - 我が市町村の通いの場への参加率を確認した。
 - 我が市町村の通いの場への参加率を向上させるための計画を検討した。
 - 我が市町村の通いの場への参加率を向上させるための計画を都道府県士会と共有・提案した。
 - 我が市町村の通いの場への参加率を向上させるための取組みをはじめた。

5. 他職種連携に関するチェックシート

- 都道府県士会においては、都道府県医師会、看護協会、栄養士会等との連携を強化するとともに、都道府県及び市町村（郡市医師会単位）における今後の活動の支援を要請すること等を行うことが重要となることについて理解した。
- 都道府県単位の対外活動は三役や担当理事、渉外部門長等が行い、郡市医師会・市町村単位の対外活動は、渉外部門の市町村コーディネーター（仮称）が行うなど、より効果的な実施体制を整えることが望ましいことについて理解した。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための取組イメージ

- 広域連合が定める広域計画と市町村が定める基本的な方針は、2019年に発出された厚生労働省の通知(7月5日)とガイドライン(10月16日)および医療専門職の解釈に関する通知(10月25日)に従って検討・作成作業が進んでいる。
- 一方で、この時点において、理学療法士は医療専門職に含まれていないことから、**まずは都道府県、広域連合および市町村担当者に對する渉外活動を、最優先事項として早急に展開する必要がある。**



年度別アクションプラン（介護予防・フレイル予防）

	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
7月5日 都道府県と広域 連合に事務連絡	・広域計画策定 ・広域連合と市町村 の委託契約 ・市町村基本方針の 策定等	介護予防事業 業計画策定	介護予防事業 業計画策定	介護予防事業 業計画策定	介護予防事業 業計画策定	介護予防事業 業計画策定
10月16日 ガイドライン 改訂・公表	・実態調査	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
日本理学療法士 協会	・実態調査	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
1. 理事・担当 部門等	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
2. 渉外部門	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
3. 実践部門	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
4. 他職種連携	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有	・実態調査結果共有
2024年度までにすべての市町村において一体的な実施を展開						

介護予防に資する通いの場への参加率を
2020年度末までに6%を

・実態調査結果等を踏まえた企画・調整・体制整備

介護予防・フレイル予防対策協議会
夏～秋頃に奈良主管
部局と実務等を対
象としたフレイル予
防対策協議会を開催

最優先
事項

重点的取り組み事項
通いの場づくりを集中的に実施し、
2020年度末までに6%を達成

渉外活動（継続） ※必要に応じて協会理事も同行
①広域連合 ②都道府県 ③都道府県医師会・看護協会・栄養士会・薬剤師会等
渉外活動 ※必要に応じて都道府県理事等も同行
①市町村 ②保健所 ③都市医師会・保健師・管理栄養士・薬剤師等

e-ラーニング学習

介護予防の実践（特に通いの場づくり）

介護予防+フレイル予防の実践（相談支援・研修会の対応等を含む）

令和2年4月1日 改正法施行

V. 日本理学療法士協会の具体的な取組みと方向性について

- 日本理学療法士協会では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することを目的に、2014年から取り組んできた介護予防等事業に加え、以下の基本方針に基づき、活動を推進することとする。

主役は都道府県士会であり、本会は都道府県士会が高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を円滑に推進できるように支援を行う。

1. <都道府県の体制整備の支援> 郡市医師会単位の組織化及び士会活動の実態把握等の支援により、活動の推進及び均霑化をはかる。
2. <対外(渉外)活動支援> 予防理学療法(特にフレイル予防)を市町村事業へ提案できる体制を構築することを支援し、渉外部門の強化をはかる。
3. <フレイル人材の育成支援> 介護予防に加え、一体的な保健事業への参加推進を目的とした人材育成を支援し、実践部門の強化をはかる。
4. <他職種連携支援> 医師、保健師、栄養士等の専門職との連携強化を支援することに加え、作業療法士、言語聴覚士と連携し、リハビリテーション専門職として活動する。

1. 都道府県の体制整備の支援について

「郡市医師会単位の組織化及び士会活動の実態把握等の支援により、活動の推進及び均霑化をはかる」

- 現在、日本理学療法士協会に設置されている地域包括ケア(介護予防)推進委員会においては、これまで行ってきた取組みの小括を行い、
 - ・推進リーダーの取得状況
 - ・介護予防事業実施までの流れのパターンの整理
 - ・市町村が行う介護予防及び地域ケア会議の全国の実施状況の把握
 - ・シルバーリハビリ体操の普及状況の把握
 - ・都道府県士会が開催する推進リーダー取得者を対象とした研修会の把握等を整理している。
- また、地域リハビリテーション活動支援事業において、市町村から理学療法士に派遣依頼を行った実績の把握や、一般介護予防において事業評価の指標として示されている項目の把握、一般介護予防事業等の課題の把握を行うとともに、都道府県士会のモデル事業の成果を、今後の活動に活かすこと等について検討を行っている。
- さらに、2019年度には、都道府県士会と推進リーダーに向けた調査を実施し、活動実績の状況を把握するとともに、課題分析等を行うこととしている。

(都道府県士会向けの主な調査内容)

- ・ 渉外担当者の配置状況
- ・ 地方自治体との連携実績（共催での事業の実施、会議への委員の派遣状況、講師派遣状況等）
- ・ 都道府県士会からの働きかけの状況（要望書や陳情書の提出、事業委託の申請、講師派遣依頼等）
- ・ 自治体からの働きかけの状況（名義後援依頼、事業委託の依頼、講師派遣依頼等）
- ・ 医療・介護職能団体等との関わり状況について
- ・ 都道府県地域リハビリ広域支援体制の仕組みについて
- ・ 地域包括ケア推進、地域ケア会議、介護予防への対応について（派遣依頼状況）
- ・ 推進リーダー派遣にあたっての研修について（ステップアップ研修等）
- ・ 地域包括支援センターに所属する会員の数について

(推進リーダー向けの主な調査内容)

- ・ 職場の理解（介護予防事業及び地域ケア会議）
- ・ 過去1年の派遣依頼状況
- ・ 自治体別の派遣回数と派遣時に支払われる金額
- ・ 1回の派遣時の時間
- ・ 派遣元と派遣形式
- ・ 介護予防事業及び地域ケア会議の実践内容と実践状況
- ・ 通所・訪問型サービスCの実践状況

- 日本理学療法士協会においては、上記に述べた都道府県士会や推進リーダーの実績状況調査の結果等を踏まえ、都道府県士会への情報提供を行うなどにより、ナッジを活用した事業参画の推進、モデル構築などによる活動の推進及び均霑化を図るための支援を行う。
- 具体的には、2019年度に行った実態調査結果を2020年度の第1四半期中に共有を行うとともに、一体的な実施に関連する資料一式（VI. 参考となる資料を参照）を士会用資料共有のシェアポイントで共有を行うなど、都道府県の活動に必要な情報提供の支援を行う。
- なお、政府は、介護予防に資する通いの場への参加率を2020年度末までに6%まで引き上げること
を目標としていることから、通いの場への参加率6%の達成を重点取組み事項とし、都道府県の活
動に必要な支援を行うこととする。
- また、2024年度までにすべての市町村において一体的な実施を展開することとしていることから、
特に2020年度においては、都道府県への支援を重点的に行うとともに、定期的の実績調査と課題把
握及び都道府県士会への情報の共有を行うこと等により、一体的実施の事業を確実に推進する。

一体的な実施と活動モデル等について

- ① **市町村事業参加モデル**（日本地図）
静岡県、鹿児島県、岩手県、山口県、広島県、大阪府 など
各都道府県へのアンケート調査集計中
（推進リーダーの状況 都道府県PT士会と行政の関係）
 - ・フレイル歩行検診、都道府県が確定していない
 - ・認知力アップに関する地域支援事業
- ② **シルバーリハ事業モデル** 報告書の「事業を効果的に進めるための取り組み」における船橋市モデル
 - ・住民が住民を教育する指導士養成と住民主体の通いの場の展開および通いの場への関与などの理学療法士等の取り組み
 - ・市町村モデル（北海道(旭川市・中富良野町)、秋田(男鹿市)、福島県(いわき市・野田市)、千葉県(船橋市)岐阜(恵那市・飛騨市・八百津町)、石川(志賀町・中能登町)、愛知(岩倉市)、静岡(中伊豆町)、広島県(尾道市・庄原市・熊野町)、高知(四万十町))と都道府県モデル(岩手、茨城)
- ③ **福井県民間企業主体モデル**
ショッピングセンターでの通いの場作り 要介護認定減少数値あり
- ④ **島根県行政主体モデル** 千葉県船橋市、京都府与謝郡伊根町、北海道中富良野町、大阪府太東市
行政職員が地域のニーズに応じてサロン作りで全国平均10%が26%と著しく参加率が高い
- ⑤ **介護予防推進リーダー上級研修(フレイル研修)**
2020年度事業計画
- ⑥ **出前講座、フォローアップ支援**
- ⑦ **理学療法週間事業としての健康づくり・介護予防フェスタ** 47都道府県理学療法士会
住民組織(シルバー指導士会)・行政・職能団体の協働による介護予防 茨城県理学療法士会
- ⑧ **広域連合とフレイル予防のパンフレットづくり** 茨城県
- ⑨ **市町村から都道府県士会への事業委託モデル** 北茨城市
市の元気ステーション(地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域自立支援センター)内に理学療法士を1名配置
- ⑩ **県看護協会「まちの保健室」と連携した相談・体力測定** 茨城県
他にもあるのでは。栄養ケアステーションとの連携もないか？
- ⑪ **都道府県から住民主体の通いの場への医療職派遣調整および市町村の企画への助言等を事業委託** 埼玉・兵庫・茨城県
職能団体等にコーディネーターとして理学療法士を1名配置し、県と市町村および医療専門職の調整と自称支援を行う

一体的な実施と具体的な展開方法等について

1. 現状分析と積極的な渉外活動

- ① 日本医師会への挨拶と支持の要請(協会) ※ 現状の医師会の考え方、今回の活動に関する考え方を聞く
- ② **現状分析** 介護予防事業における行政、医師会、看護協、栄養士会等との関係を整理する
県高齢者広域連合、都道府県・保健所、への挨拶と支持の要請 都道府県士会+協会理事?
- ③ **県医師会長、介護保険担当理事**への挨拶と支持の要請 都道府県士会+協会理事?
- ④ **市町村、都市医師会長**への挨拶と支持の要請。可能であれば都市医師会理事会で支持を得る
市町村担当+都道府県理事?
- ⑤ 都道府県理学療法士会内で担当者を位置付けとあわせて公開と周知啓発する
- ⑥ 市区町村理学療法士会あるいは市区町村の担当理学療法士の窓口の位置づけと連絡先の公開とあわせてこの情報の周知啓発

2. 質の向上に向けた研修体制の構築とフレイルへのステートメント

- ⑦ フレイル予防に関する理学療法に関するステートメントを発信する
フレイルに対する理学療法士向けの研修体系の構築 歩行能力を前面に出す
フレイル予防に関する理学療法士用の住民教育資料の作成と住民向け資料・教材の作成

3. モデルの提示

- ⑧ 厚生労働者が出している報告書等にある、取組事例の例を分析し、協会のコンテンツと照合し、横展開用の資料を作成する
「医療専門職の配置」「情報の把握」「地域課題分析」「アウトリーチ」「保健事業の継続」「フレイル対策」「通いの場への関与」「参加勧奨・助言」「通いの場の拡充」「住民全体」「更なる拡充」

4. 財源の確保戦略

- ⑨ 仕組みおよび財源となる委託費に関する要綱の読み解いたものを作成し、都道府県士会に配布
- ⑩ 認定理学療法士分野として「フレイル」を新規で位置づける
- ⑪ 介護予防推進リーダー上級研修(フレイル研修)およびシルバーリハ養成講師認定講習会等の更なるステップアップ資格とする
- ⑫ データ集積の仕組みづくり

2. 対外（渉外）活動支援について

「予防理学療法（特にフレイル予防）を市町村事業へ提案できる体制を構築することを支援し、渉外部門の強化をはかる」

- 一体的な提供に係る理学療法士の取組みの大きな課題については、厚生労働省の通知（2019年7月5日）とガイドライン及び医療専門職の解釈に関する通知（10月25日）では、理学療法士は医療専門職として含まれていないこととされており、この通知及びガイドラインを参考に、広域連合の広域計画と市町村の基本的な方針が定められていることを示したところである。
- 都道府県士会においては、まずは渉外活動を最優先事項とするとともに、都道府県、広域連合及び市町村の認識を確認することを最優先に実行することが重要である。
- 本会においては、都道府県士会の対外活動（都道府県、広域連合、市町村担当主管課等への渉外活動）を支援するため、まずは厚労省等政府の資料、一体的提供に関連する資料、理学療法ハンドブック等を士会用資料共有のシェアポイントで共有（VI. 参考となる資料を参照）する。

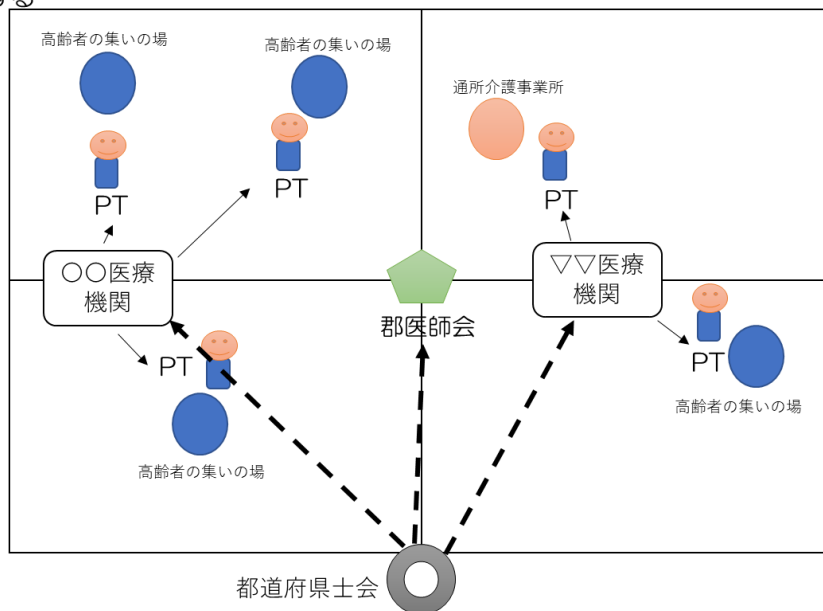
一体的な実施と具体的な展開方法等について

1. 現状分析と積極的な外交（イメージ図市町村対応）

関係の密接な市町村での現状を整理する

- 行政機関→県、市町のどの部署
- 関連図の作成 サービス拠点と理学療法士の関係
- 郡医師会との関係
- 何を提供しているのか
- ①
- ②
- ③
- 報酬は？
- 短期集中対応の取り組み状況
-
-

〇〇町における一般予防の展開



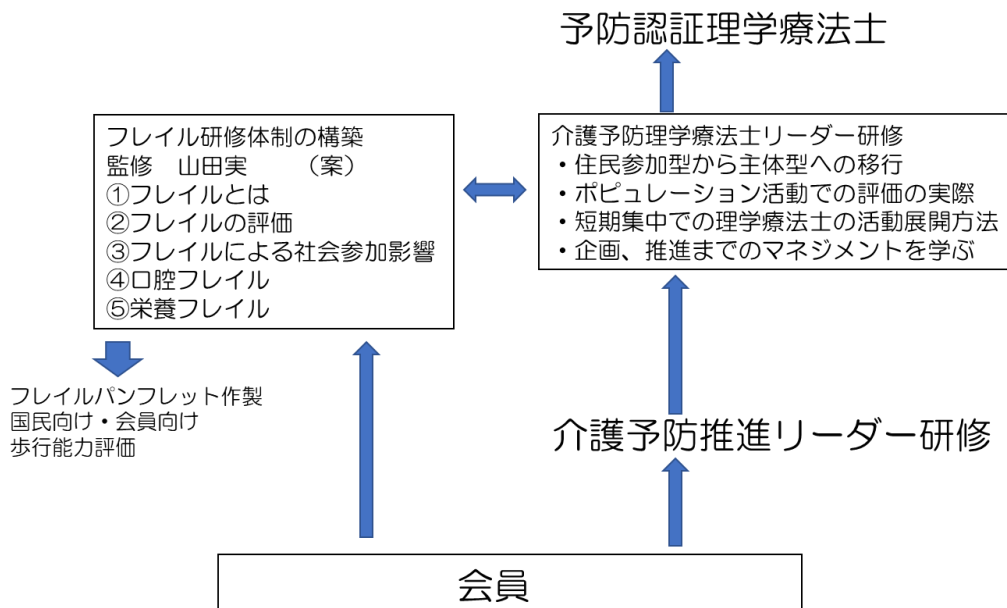
3. フレイル人材の育成支援について

「介護予防に加え、一体的な保険事業への参加推進を目的とした人材育成を支援し、実践部門の強化をはかる」

- 一体的な実施に取り組むにあたっては、これまで推進リーダー研修等で学んだ知識に加え、高齢者の保健事業を理解しつつ、75歳以上の後期高齢者の特性をさらに理解を深めなければならない。特に、後期高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有している。
- 高齢者保健事業と介護予防を行うにあたっては、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな対応が求められることから、協会はフレイル人材の育成を支援し、実践部門の強化を図るための体制を構築する。
- なお、フレイル人材の育成にあたっては、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援（高齢者に対する個別支援：ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）といった取組みを実践するにあたり、栄養面や地域づくりなど幅広い視点を持つことや、地域包括支援センターなどの関係機関と連携して必要に応じて医療・介護サービスにつなげるマネジメントが出来ることなど、多面的にフレイル予防に関わることが出来る人材を育成することを目的とする。
- また、通いの場等において医療専門職が関わる意義については、通いの場における計画的な取組みの実施、通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進、健康教育・相談等の実施、健康状態等の把握、必要なサービスへの紹介等が期待されており、また、通いの場において加齢に伴うフレイルの特徴やフレイルが予防可能であることを説明し、予防の方法として栄養、口腔、運動、社会参加等に関する集団的教育を実施することが期待されていることから、通いの場において、フレイル予防に関する相談支援や研修会等が実践できる人材の育成の支援を行う。
- 具体的には、2020年度事業として、地域包括ケア（介護予防）推進委員会の下に「フレイル予防人材育成小委員会（仮称）」を設置し、e-ラーニング教材制作や研修プログラムの開発を行い、2020年度の秋頃を目途に、介護予防推進リーダー受講者に対するステップアップコースとして、フレイル予防に特化した研修コースを設けることを計画している。

一体的な実施と具体的な展開方法等について

2. 質の向上に向けた研修体制の構築とフレイルへのステートメント（研修案）

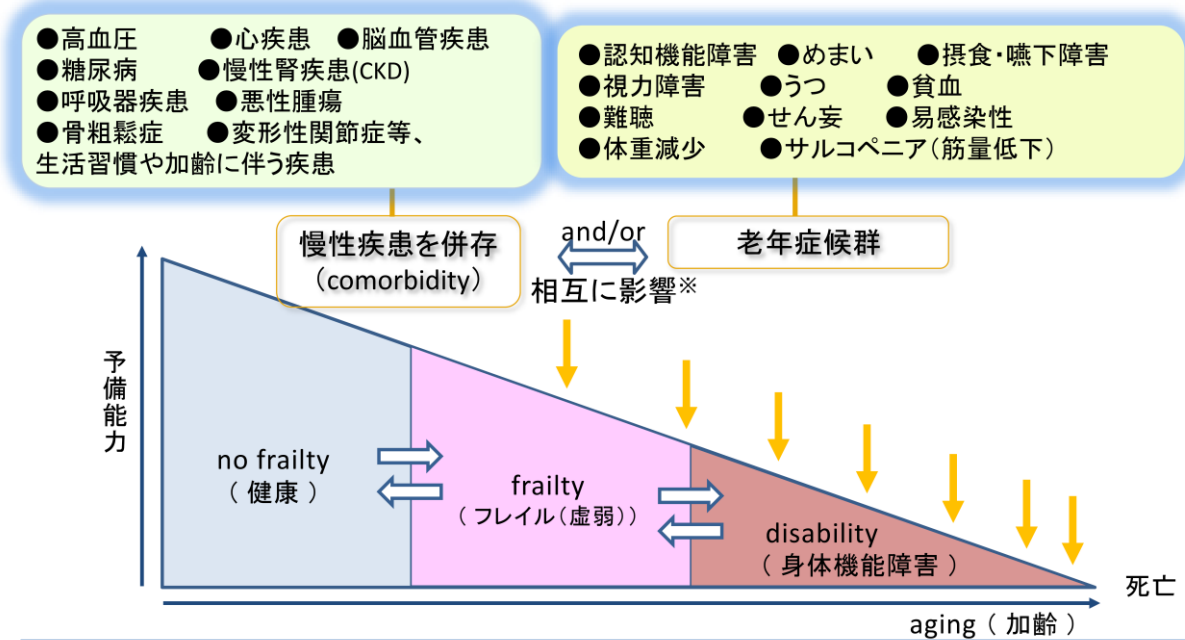


e-ラーニングのイメージ ※ 具体的にはフレイル予防人材育成小委員会（仮称）で検討

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン ○ 別添_後期高齢者の質問票の解説と留意事項
後期高齢者のフレイルの特徴について（理学療法士向け、対外向け）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高齢者におけるフレイル予防プログラムについて ① フレイルとは ② フレイルの評価 ③ フレイルによる社会参加影響 ④ 口腔フレイル ⑤ 栄養フレイル ○ 後期高齢者の保健事業の理学療法士のあり方について（後期高齢者の特徴とフレイルの進行を含む）
疾病予防（特に糖尿病性腎症重症化予防）について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム
好事例を展開している理学療法士等によるモデルの紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福井県民間企業主体モデル（ショッピングセンターでの通いの場作り 要介護認定減少数値あり） ○ 島根県行政主体モデル（行政職員が地域のニーズに応じてサロン作りで全国平均10%が26%と著しく参加率が高い） ○ 長野県佐久市における複合的取組み、長野県小諸市におけるフレイルの取組み ※ 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインより ○ 広域連合とフレイル予防のパンフレットづくり：茨城県

都道府県事業参加モデル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村事業参加モデル（静岡県、鹿児島県、岩手県、山口県、広島県、大阪府 など） ○ シルバーリハ事業モデル ○ 市町村から都道府県士会への事業委託モデル：北茨城市（市の元気ステーション(地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域自立支援センター)内に理学療法士を1名配置) ○ 都道府県から住民主体の通いの場への医療職派遣調整及び市町村の企画への助言等を事業委託：埼玉県・兵庫県・茨城県（職能団体等にコーディネーターとして理学療法士を1名配置し、県と市町村及び医療専門職の調整と自称支援を行う）
介護予防推進リーダー上級研修	○ フレイル研修 ※2020年度事業計画中

高齢者の健康状態の特性等について



「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、**身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく**、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。また、「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要である。

※ 現時点では、慢性疾患とフレイルの関わりについて継続的に検証されている段階にあることに留意が必要。

4. 他職種連携支援について

「医師、保健師、栄養士等の専門職との連携強化を支援することに加え、作業療法士、言語聴覚士と連携し、リハビリテーション専門職として活動する。」

- 一般介護予防事業等の推進においては、これまでも作業療法士、言語聴覚士と連携し、リハビリテーション専門職として活動を行うとともに、他の医療専門職との連携も深めてきた。
- 一体的な実施においては、フレイルを身体的、精神心理的、社会的側面から多面的にみる視点を持ちながら、疾病のリスクにも目を向け、適切なサービスにつなぐなど、後期高齢者の健康課題の捉え方や健康管理の考え方について理解し、取り組むことが必要とされている。
- また、通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進にあたっては、加齢に伴うフレイルの特徴やフレイルが予防可能であることを説明し、予防の方法として栄養、口腔、運動、社会参加等に関する集団的教育を実施することが期待されていることから、他職種で連携した取組みが今後ますます重要となる。
- さらに、一体的実施にあたり、都道府県、広域連合及び市町村は、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保険事業と介護予防の一体的実施を適切に実施することが求められており、医療関係団体との連携をはかることが推進されていることから、医療関係団体及び実践の場における医療関係職種と連携した取組みが求められることとなる。
- 以上のことから、本会においては、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等との連携を強化するとともに、都道府県及び市町村（郡市医師会単位）における今後の活動の支援を要請すること等を行うことにより、都道府県士会の活動の支援を行う。

VI. 参考となる資料

【Office365 共有サイト シェアポイント URL】

日本理学療法士協会_職能課

(参考となる資料) 高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施の推進 (都道府県士会共有)

https://japanpt.sharepoint.com/:f:/s/Office-occupational_ability/Eoa6ndxpBoZPtAum0qfyTukBcsbp--1s3ZBU2wllVvsVww?e=WGUPoK

一体的提供に関連する資料

○ 介護予防ガイド

平成 30 年度老人保健事業躍進費等補助金 (老人保健健康増進等事業)

「介護予防の取組みによる社会保障費抑制効果の検証及び科学的根拠と経験を融合させた介護予防ガイドの作成」

(国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

<https://www.ncgg.go.jp/cgss/news/20190423.html>

○ 地域におけるフレイル予防活動実践！マニュアル

長寿医療研究開発費

フレイル高齢者のレジストリ研究及び地域高齢者におけるフレイル予防プログラムの開発・検証(2)
地域におけるフレイル予防研究

(国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)

<https://www.ncgg.go.jp/cgss/news/20191212.html>

○ 日本理学療法士協会 士会機能強化モデル事業成果 報告書

「島根県 理学療法士会における地域包括ケア推進分野及びスポーツ支援分野の発展と職域拡大に向けての取組み」 平成 31 年 3 月

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた 経緯と制度的整理 リハビリテーション 議員連盟総会資料 (2020 年 2 月 5 日)

○ フレイル診療ガイド<2018 年版> ※販売書籍 3500 円+税

荒井 秀典 (編集), 長寿医療研究開発費事業(27 - 23):要介護高齢者、フレイル高齢者、認知症高齢者
に対する栄養療法、運動療法、薬物療法に関するガイドライン作成に向けた調査研究班 (編集)、株
式会社ライフ・サイエンス

【高齢者の保健事業について（厚生労働省ホームページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/hokenjigyuu/index_00003.html

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 26 年 03 月 31 日 厚生労働省告示第 141 号)
- （事務連絡）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けた体制整備等について 2019 年 7 月 5 日
- 高齢者の特性を踏まえた保険事業ガイドライン第 2 版（2019 年 10 月 16 日）
別冊参考資料、別冊事例集、後期高齢者の質問票の解説と留意事項
- 令和 2 年度以降「一体的実施を推進するための特別調整交付金交付基準として考えられる案」
（2019 年 10 月 25 日）
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討
班 報告書（2019 年 9 月）
- 健康長寿延伸プラン
- 第 149 回市町村職員を対象とするセミナー資料 厚生労働省保健局高齢者医療課（2019 年 10
月 25 日）
- 都道府県主管課長会議資料 保険局高齢者医療課説明資（2020 年 2 月 18 日）
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラム
- 糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き

理学療法ハンドブック

- 理学療法ハンドブック シリーズ 1（健康寿命）
- 理学療法ハンドブック シリーズ 2（脳卒中）
- 理学療法ハンドブック シリーズ 3（腰痛）
- 理学療法ハンドブック シリーズ 4（心筋梗塞・心不全）
- 理学療法ハンドブック シリーズ 5（スポーツ）
- 理学療法ハンドブック シリーズ 6（糖尿病）